

諮問日：令和6年5月7日

答申日：令和7年8月1日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和5年8月8日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による戸籍附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年7月13日、郵送によりA氏（以下「請求対象者」という。）の戸籍の附票の写しの交付請求（以下「本件交付請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、同年8月4日、審査請求人に対し、本件交付請求に係る不交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、同年8月8日、審査庁に対し、請求対象者の戸籍の附票の写しの交付を求める趣旨の審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、請求対象者の経営する店舗を令和2年8月3日から8月20日まで計10回訪れ利用した。酩酊者に対して存在しないシャンパンを名目付してお会計票に明記して、これらがあるように装って、高額な支払いをさせた事実が発覚した。そして、注文外のものまでお会計票に明記して暴利を貪ったもので、8月20日に支払いの義務がないと口論となり、誣告され、同日から令和5年10月9日まで拘禁を強いられた。
- (2) 審査請求人は、請求対象者に対する加害者ではなく、むしろ、風俗営業法違反として起訴され刑罰を受けている請求対象者が審査請求人に対する加害者であり、審査請求人は、被害者である。
- (3) 請求対象者の不法行為による損害賠償の請求権は、民法第724条の規定により令和5年10月9日をもって消滅時効となるため、同法第150条の規定による催告を行い時効の完成猶予をさせなければならないが、処分庁は、戸籍の附票の写しの不交付決定処分をしたことにより、同法第719条第1項及び第2項の規定により、同法第436条に規定する連帯債務者であることから、処分庁と請求対象者が共同の不法行為によって、審査請求人に損害を与えたとして、元金3,479万2,800円及び令和5年8月7日の翌日8日から完済するまで年3%の割合による遅延損害金を支払え。

2 審査庁の主張の要旨

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件に係る法令の規定について

ア 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号。以下「法」という。）第20条第3項第1号では、当該市町村が備える戸籍の附票について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者から戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができることとされている。

イ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）第5-10-コー（イ）-（A）では、支援対象者に係る戸籍の附票の写しの交付について、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合は、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否することとされている。ただし、事務処理要領第5-10-コー（ア）-A-（C）に準じて請求理由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとされている。

ウ 総務省自治行政局住民制度課長による「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」（平成30年12月3日付総行住第199号通知。以下「平成30年通知」という。）では、「今後、市区町村においては、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査囑託に対応する方法によること。また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること」とされている。

(2) 本件処分について

上記（1）のとおり、処分庁は、戸籍の附票の写しの交付請求に係る対応については、法、事務処理要領及び平成30年通知に基づき行うこととされており、対象者が支援措置を受けている者であったため、処分庁はこれらを踏まえ、対応したものと認められる。

したがって、本件処分は、違法又は不当であるとは認められない。

その他、審査請求人は、処分庁と請求対象者が共同の不法行為により審査請求人に損害を与えたなどと主張するが、本件処分の判断に影響するものではない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

| | |
|-----------|--------|
| 令和6年5月7日 | 諮問書の受理 |
| 令和7年3月26日 | 調査審議 |
| 令和7年7月31日 | 調査審議 |

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

- (1) 法第20条第3項第1号において、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者から、当該市町村が備える戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる旨が定められている。
- (2) 事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)において、市町村長は、支援対象者に係る戸籍の附票の写しの交付について、加害者から申出がなされた場合は、法第20条第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否するものとし、ただし、事務処理要領第5-10-コー(ア)-A-(C)に準じて請求理由又は利用目的をより厳格に審査した結果、申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとされている。
- (3) 平成30年通知において、「市区町村においては、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査囑託に対応する方法によること。また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること」とされている。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、審査請求人から請求対象者の戸籍の附票の写しの交付請求があったことから、法、事務処理要領及び平成30年通知の規定により審査した結果、請求対象者が「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」を受けている者であることから不交付の決定を行い、さらに、戸籍の附票の写しが交付されない場合の対応について案内したものであり、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。
- (2) 審査請求人が述べているその他の主張については、本件処分の適法性又は妥当性に影響を与えるものではない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会 会 長 磯 裕一郎
委 員 蝦名 和美
委 員 小林 直樹